

常総市ネーミングライツ基本方針

1 趣旨

この基本方針は、市が所有する公共施設、インフラ資産及び市が主催するイベント等（以下「施設等」という。）の愛称（施設等の一部を対象とする場合を含む。以下同じ。）を決定する権利を契約に基づいて法人格を有する企業及び団体等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）に付与し、その対価として金銭（以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用に充てる事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 制度概要

ネーミングライツとは、契約により公共施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する私的な権利である。

ネーミングライツを取得したネーミングライツ・パートナーは、当該愛称を地域に発信することにより、企業のイメージアップや社会貢献に資することができる。市は、ネーミングライツにより、命名権料を得て公共施設等の維持管理に努め、利用者のサービス向上に資することができる。

ネーミングライツ導入後、市のホームページや広報印刷物等において愛称を積極的に使用するが、条例に定める施設の正式名称を変更するものではない。よって市議会議案等については、愛称ではなく条例上の本来の名称を使用することとする。

3 導入方式

「施設特定型」と「提案募集型」による二つの方式により導入する。

「施設特定型」

市が対象となる公共施設等をあらかじめ選定し、条件を付したうえで公募したうえで公募を行う。公募にあたっては、募集要項を作成し、提案方法、命名権料、選定方法その他必要な事項を定め、市ホームページ又は広報紙等への掲載等により広くネーミングライツ・パートナーを募集するものとする。

「提案募集型」

対象施設を特定せず、企業及び団体等からの随時の企画提案を受け付けできるもの。複数の提案が見込まれる場合、施設特定型に転換する可能性もある。

4 指定管理者制度導入施設（導入予定施設を含む。）に係る留意点

対象施設が指定管理者制度導入施設（導入予定施設を含む。）場合は、次の点に留意すること。

(1) 事前協議

指定管理者の不利益とならぬよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにすること。

(2) 費用負担

指定管理者がネーミングライツ・パートナーを兼ねる場合については、命名権料は指定管理業務にかかる管理運営経費と見なさないこととする。

また、指定管理者とネーミングライツ・パートナー異なる場合において、「ネーミングライツ導入に伴う費用負担」の表以外に、ネーミングライツの導入に起因して副次的に発生する費用負担については、指定管理者とネーミングライツ・パートナーの協議により決定する。

(3) その他

ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市の3者はネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し、良好な関係を築くよう努めることとする。

5 手続きの流れ

「施設特定型」

- ア 対象施設の選定、募集案件の決定（募集要項等の策定）
- イ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ウ 提案書の受付
- エ 提案資格等審査
- オ 審査（選定委員会の開催）
- カ 優先交渉権者の決定
- キ 優先交渉権者との詳細協議
- ク ネーミングライツ・パートナーの決定
- ケ 契約締結，公表
- コ 看板，印刷物等の変更
- サ 愛称の使用開始

「提案募集型」

- ア 企業及び団体等からの事前相談（必須）
- イ 施設所管課による導入可否の検討
- ウ 提案書の受付（導入可能の場合）
- エ 提案資格等審査
- オ 審査（選定委員会の開催）
- カ 提案採否（優先交渉権者）の決定
- キ 優先交渉権者との詳細協議
- ク ネーミングライツ・パートナーの決定

- ケ 契約締結，公表
- コ 看板，印刷物等の変更
- サ 愛称の使用開始

提案募集型で，市が施設を特定し，あらためてネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより，複数の提案が見込まれる場合は，競争性公平性を担保するために手続の途中で施設特定型の手続に転換することがある。

6 導入の対象施設

ネーミングライツを導入する対象施設は，スポーツ施設，文化施設，集会施設等の公共施設のほか，公園，道路，橋梁等とする。

ネーミングライツにそぐわない施設：庁舎，学校，保育園，図書館，市営住宅，企業会計局，市民公募及び名称の設定に特段の経緯があるものは対象外とする。

7 ネーミングライツ付与の対価（命名権料）

対価は，対象施設の目的や用途のほか，規模，利用者数，利用状況（大会やイベントの開催の有無），地理的要件等により，広告効果を総合的に勘案し，公共施設等ごとに設定する。

なお，命名権料は，特定財源として当該施設等の維持管理，運営経費に充当することを基本とする。

8 契約期間

（１）公共施設，インフラ施設の場合

施設の運営の安定性を考慮し，契約期間は原則として３年以上５年以内とする。ただし，指定管理者制度導入施設（導入予定施設を含む。）については，指定期間を考慮する。

（２）イベント等のソフト事業の場合

契約締結日から一連の事業が終了する日までを基本とし，複数年度にわたる契約の可否については，案件ごとに個別に判断するものとする。

9 愛称の在り方

（１）市民の理解

市民にとって，親しみやすく，分かりやすく，呼びやすい名称とする。

（２）使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは，ネーミングライツの対象としない。

ア 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

イ 知的財産の侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他社会情勢に照らし、極端な主義又は主張に当たるもの

カ その他愛称とすることが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内の愛称の変更は不可とする。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツ・パートナーとの協議のうえ、その可否を決定するものとする。

10 提案方法等

(1) 提案資格

法人格を有し、市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって安定的に実施することができる企業及び団体等とする。

指定管理者制度導入施設において、指定管理業務と競合する企業及び団体等で、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合は、提案資格を制限することがある。

また提案者は、次に掲げる条件を全て満たしていることを要件とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 常総市暴力団排除条例（平成 24 年常総市条例第 4 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

カ 契約締結に際し、常総市が犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に準じて必要に応じて行う本人確認に応じることができること。

キ 国税及び地方税に滞納がないこと。

(2) 提案に係る費用負担

提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。

(3) 提案期間

施設特定型については、募集の開始から受付終了まで、周知等に十分な期間を確保できるよう配慮して、設定する。また提案募集型については、特に募集の期間を定めずに通年公募により受け付ける。

(4) 提案件数

1 者が複数の施設等に対して愛称を提案することができる。なお提案書については施設

ごとに提出すること。

1 1 審査

(1) 選定委員会の設置

常総市ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要綱（案）に基づき、ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査・選定を行う。

委員は市長公室長，資産活用課長，施設所管部長，総務部長，施設所管課長，秘書課長，常創戦略課長，財政課長，その他必要と認める者をもって充てる。

また、審査・選定にあたっては、必要に応じて関係者の見解を求めることができる。

(2) 必要書類

提案に際し、以下の書類の提出を求める。

ア 提案書

イ 誓約書

ウ 事前相談申込書（「提案募集型」の場合）

エ 企業概要

オ 国税及び市税の未納のないことの証明書又は納税証明書

カ 登記事項証明書

キ 最近1年間の財務諸表又は決算報告書

(3) 提案資格等審査

提案者が募集要項の提案資格を満たしていること及び提案された愛称（案）が募集要項の命名条件を満たしていること等を確認するため、施設所管課において事前の審査を行い、その結果を選定委員会に報告する。

(4) 審査

提案資格を満たしていると判断された提案資格を対象として、選定委員会において以下の表の審査項目に基づき審査する。（その際、別途、審査項目ごとの評価点を設ける。）

	審査項目	審査内容	配点
1	対価（命名権料）	提案金額の妥当性	40 点
2	愛称	親しみやすさ，呼びやすさ，施設等のイメージや設置目的との整合性，地域名等が入っているか	25 点
3	契約期間	安定したネーミングライツ運用が図られる期間か	15 点
4	経営の安定性	提案者概要及び財務諸表又は決算報告書等による経営状況，安定性等	15 点
5	地域性等	市内業務拠点の有無	5 点
			100 点

	審査項目	採点方法
1	対価（命名権料）	<提案金額が市設定希望金額より高い場合> ・提案者 1 者の場合 配点(40 点)×100% ・提案者が複数者いる場合 配点(40 点)×当該提案者の提案金額÷最も高い提案金額 <提案金額が市設定希望金額より低い場合> 配点(40 点)×当該提案者の提案金額÷市設定希望金額 ※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出する。
2	愛称	親しみやすさ，呼びやすさ，施設等のイメージや設置目的との整合性，地域名等が入っているか提出資料等に基づき，0～25 点の範囲で採点する。 極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.6]，やや低い [0.4]，低い [0.2]
3	契約期間	配点(15 点)×当該提案者の提案期間÷提案者のうち最も長い提案期間 ※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出する。
4	経営の安定性	提案者概要及び財務諸表又は決算報告書等による経営状況，安定性等を提出資料等に基づき，0～15 点の範囲で採点する。 極めて高い [1.0]，高い [0.8]，普通 [0.6]，やや低い [0.4]，低い [0.2]
5	地域性等	・市内に本社等を有する場合 5 点 ・市内に支社又は事業所等を有する場合 3 点 ・市内に事務所・事業所等を有しない場合 0 点

（５）優先交渉権者等の選定

事前の審査の結果を踏まえ，選定委員会において審査を行い，優先交渉権及び次点交渉権者を選定する。ただし，審査員の平均総得点が 6 割に満たない場合は，交渉権者として選定しない。

総合計点が同点だった場合は，「命名権料」，「愛称」，「契約期間」の順に各審査項目の合計点が高い提案者を優先交渉権者に選定する。

（※現行のネーミングライツ・パートナーの総合計点が最も高い場合（同点含む）は，現契

約以下の内容であっても優先的に交渉することができるものとする。)

なお、提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行い、選定の可否を決定する。

(6) 審査結果の通知及び公表

選定委員会の選定結果に基づき、審査の結果は、全ての提案者に文書等で通知するとともに、市ホームページ等で優先交渉権者及び次点交渉権者の名称のみをそれぞれ公表する。

1.2 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と契約の内容について詳細協議を行い、市と優先交渉権者の双方が合意する必要がある。特に、費用負担については、双方の条件等を確認したうえで合意する必要がある。なお、優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点交渉権者を優先交渉権者として協議を開始する。

1.3 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツ・パートナーの決定及び契約の締結

優先交渉権者との詳細協議が整った場合は優先交渉権者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。

(2) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーの決定後（契約締結後）、ネーミングライツ・パートナーの名称、施設の新名称（愛称）、命名権料、契約期間等を市ホームページ、報道機関への情報提供等により広く公表する。

1.4 ネーミングライツ導入に伴う実施主体及び費用負担

負担区分は下表のとおりとする。○印が付いている費用については、ネーミングライツ・パートナーが命名権料とは別に負担する。

区分	市・指定管理者	ネーミングライツ・パートナー
既存の看板及び案内表示、道路案内標識等の表示の変更・原状回復		○
ネーミングライツ・パートナーからの要望で新設した看板等の設置・原状回復		○
看板等の修繕等の維持管理		○
看板等を起因とした第三者への損害賠償		○
ネーミングライツ・パートナーが原因による契約解除等		○
市が作成するパンフレット等の印刷物等、市	○	

ホームページの情報更新		
-------------	--	--

1 5 決定の取消・契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権を得た後、若しくはネーミングライツ・パートナーに決定した後において、提案資格要件を欠くこととなったとき、又は社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合等、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市はネーミングライツ・パートナーの決定の取消及び契約の解除をできることとする。

その場合における原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとする。

1 6 契約の更新

市は契約満了の 6 か月前に、当該市有施設等におけるネーミングライツの継続実施の可否を判断し、ネーミングライツ・パートナーに通知する。

愛称の変更による市民の混乱を避ける見地から、現契約以上の内容に限り「ネーミングライツ事業更新申込書」の提出をもって、審査委員会を開催せず交渉できることとする。また市は当初の提案の際と同等の資料の提出を求めることができる。

なお、現ネーミングライツ・パートナーが更新を希望しない場合には、契約満了の 5 か月前までに、市に対してその旨を通知すること。

1 7 施行

この基本方針は令和 7 年 1 1 月 1 0 日から施行する。